

地域班設置要綱

(平成19年4月1日制定)

公益社団法人掛川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員の住所を単位基準として、次のとおり地域班を組織する。

1 目的

地域班は、会員相互の連帯意識と親睦及び能力向上を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、先進的意識を持ちながら、地域の発展に寄与するものとする。

2 組織

(1) 地域班は、一定の地域を単位として組織する。ただし、会員数、距離、面積等地域の状況を勘案して編成することができる。

(2) 地域班の名称は、各地域に相応して通し番号で付番する。

3 地域リーダー及びサブリーダー

地域班に地域リーダー（以下「リーダー」という。）を置く。

必要に応じサブリーダーを置くことができる。

4 地域リーダー及びサブリーダーの任務

(1) リーダーは、センターと地域班の連絡に当たる。

(2) リーダーの任務は、次のとおりとする。

ア センターの目的の周知、会員相互の自主性及び能力向上を高め業務の推進に努める。

イ 会員に対する連絡事項の伝達及び地域懇談会並びに会員による社会奉仕活動に関すること。

ウ 会員の意見、希望等の伝達調整に関すること。

エ センターの目的達成に必要な情報の収集等に関すること。

オ サブリーダーはリーダーを補佐する。

5 地域リーダー及びサブリーダーの選任及び任期

(1) リーダー及びサブリーダーは、会員の中から選任する。

(2) リーダー及びサブリーダーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(3) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会議

リーダーの会議は、必要に応じ理事長が召集する。

7 経費

リーダー及びサブリーダーがその任務を行うために要する経費として、予算の範囲内で交付する。年間経費として概ねリーダーは旅費規程の役員日当2日、サブリーダーはその半額を目安とする。

8 補足

この要綱に定めのない事項については、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。